

海外短期研修等に係る単位認定の取扱

令和元年5月30日制定

- 1 本部主催及び商学部主催の海外短期研修等に係る単位認定は、この取扱の定めるところによる。
- 2 単位認定の取扱い
 - ① 単位認定については、下記3の学生からの申請に基づき、研修先で修得した科目のシラバス等を学務委員会が確認し、学則に定める商学部設置科目で単位認定を行うこととする。
 - ② 単位認定科目については、必修科目を除き、原則、留学先の公用語である外国語科目の単位認定を行うこととする。
 - ③ 単位認定希望者からの申請科目は、年間履修登録単位数に含めない。
- 3 申請手続き

単位認定希望者は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、単位認定の対象となる研修先の証明書類の写しを添えて、教務課に申請する。

なお、単位認定申請は、随時受け付けることとする。

附 則

この取扱は、令和元年5月30日から施行する。